

提言書	協議会（暫定稿）	論点
<p>第2章 情報の共有 （市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、市政への市民の参加が促進されるよう、計画立案段階から市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</p> <p>2 市民自治によるまちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市・議会で適正に共有します。</p> <p>3 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。</p> <p>4 市及び議会は、審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を原則として公開します。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>	<p>第2章 情報の共有 （市政に関する情報の共有）</p> <p>第5条 市及び議会は、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有するものとします。</p> <p>2 （削除）</p> <p>2 市及び議会は、市政について市民に説明する責務を全うするため、茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号）の規定に基づき、保有する情報を適正に公開するものとします。</p> <p>3 市及び議会は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定により設置した附属機関をいう。）及びこれに類するものの会議を公開するものとします。ただし、非公開とする合理的な理由があると</p>	<p><input type="checkbox"/> 共有する情報は、「市政」に関するものでよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報を共有するのは、市及び議会でのよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> 情報共有の相手方は、「市民」でのよいか。</p>

提言書	協議会 (暫定稿)	論点
	<p>きは、この限りではありません。</p>	
<p>(個人情報の保護) 第6条 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講ずるものとしします。</p>	<p>(個人情報の保護) 第6条 市及び議会は、茂原市個人情報保護条例(平成17年茂原市条例第2号)の規定に基づき、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供に当たっては、適切な保護措置を講ずるものとしします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 個人情報を保有するのは、市及び議会でよいか。</p>
<p>(説明責任・応答責任) 第7条 市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとしします。 2 市は、市民から意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます)が積極的に提出されるよう、様々な工夫をする必要があります。また、その意見等には、適切に応答するものとしします。 3 市長は、行政運営に関し要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、要望等の内容を取りまとめ、</p>	<p>(説明責任・応答責任) 第7条 市及び議会は、市政に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するものとしします。 2 市は、市民からの意見、提案、要望等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講ずるものとしします。 3 (削除)</p>	<p><input type="checkbox"/> 説明責任・応答責任を有するのは、市及び議会でよいか。 <input type="checkbox"/> 説明責任・応答責任の相手方は、「市民」でよいか。 <input type="checkbox"/> 説明責任の対象は、「市政」に関することでよいか。</p>

提言書	協議会（暫定稿）	論点
公表するものとします。		
<p>第3章 市民参加のまちづくり （市民の権利）</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>2 市民は、市及び議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性を尊重するものとします。</p>	<p>第3章 市民参加のまちづくり （市民の権利）</p> <p>第8条 市民は、市及び議会が保有する市政（まちづくり）に関する情報について、知る権利を有しています。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</p> <p>3 市民によるまちづくりの活動は、自主性と自立性が尊重されるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 市及び議会が保有しているのは、「市政」に関する情報か、「まちづくり」に関する情報か。</p> <p><input type="checkbox"/> 知る権利を有するまちづくりの主体は、「市民」でよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> まちづくりに参加する権利を有するのは、「市民」でよいか。</p>
<p>（市民の役割）</p> <p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</p> <p>2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。</p>	<p>（市民の役割）</p> <p>第9条 市民は、まちづくりの主体であることを踏まえ、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。</p> <p>2 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> まちづくりの主体であり、積極的に参加するように努めるのは、「市民」でよいか。</p>
<p>（参加の機会の保障）</p> <p>第10条 市は、まちづくりの計画・実施・評価の</p>	<p>（参加の機会の保障）</p> <p>第10条 市及び議会は、市民の市政（まちづくり）</p>	<p><input type="checkbox"/> 市及び議会が保障するのは、「市政」への参加か、「まちづく</p>

提言書	協議会（暫定稿）	論点
<p>各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言を求め、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政の運営に反映するよう努めるものとします。</p>	<p>への参加を保障するため、市民が意見や提言を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供するものとします。</p> <p>2 市は、市民の意見や提言に対して、多角的かつ総合的に検討した上で、これを市政に反映するよう努めるとともに、検討結果及びその理由を公表するよう努めるものとします。</p>	<p>り」への参加か。</p> <p><input type="checkbox"/> まちづくりに参加するのは、「市民」でよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> 市が反映するように努めるのは、「市政」でよいか。</p>
<p>（男女共同参画によるまちづくり）</p> <p>第11条 市民自治によるまちづくりへの参加は、男女がお互いを尊重し、共同で参加するものとします。</p>	<p>（男女共同参画によるまちづくり）</p> <p>第11条 市民、市及び議会は、男女共同参画社会の実現を目指して、男女が互いを理解し、協力し合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる環境づくりに努めるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 男女共同参画社会の実現を目指すのは「市民」でよいか。</p>
<p>（子どもの参加の機会の保障）</p> <p>第12条 市民及び市は、子どもころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもがまちづくりに参加しやすい機会を設けるよう努めなければなりません。</p>	<p>（子どもの参加の機会の保障）</p> <p>第12条 市民、市及び議会は、子どもころから自らのまちに愛着と誇りを持つことができるよう、子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 子どもがまちづくりに参加する環境づくりに努めるのは「市民」でよいか。</p>
<p>（意見等の公募）</p> <p>第13条 市は、まちづく</p>	<p>（削除）</p>	

提言書	協議会（暫定稿）	論点
<p>りに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において、適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重します。</p> <p>2 市長は、意見公募等の仕組みを充実し、公募の結果を市民に分かりやすく公表します。</p>		
<p>第4章 市民自治の仕組み （まちづくりと地域コミュニティ）</p> <p>第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、これを守り育てるように努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>	<p>第4章 市民自治の仕組み （まちづくりと地域コミュニティ）</p> <p>第14条 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体、事業者等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）（未定稿）が、市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加することにより、地域コミュニティを守り育てるように努めるものとします。</p> <p>2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ、連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとします。</p>	<p><input type="checkbox"/> 「地域コミュニティ」を「主体」としてとらえるか、「場」としてとらえるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「地域コミュニティ」に「市民」や事業者を含めて定義するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域コミュニティの活動に参加し、守り育てるのは「市民」でよいか。</p>
<p>（地域コミュニティの育</p>	<p>（地域コミュニティの育</p>	<p><input type="checkbox"/> 市が育成の機会を提</p>

提言書	協議会 (暫定稿)	論点
<p>成・支援)</p> <p>第15条 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。</p> <p>2 市は、市民や地域コミュニティに対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めるものとします。</p>	<p>成及び支援)</p> <p>第15条 市は、市民や地域コミュニティ (未定稿) に対して、市民自治によるまちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供するものとします。</p> <p>2 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めるものとします。</p>	<p>供するのは、「市民」でよいか。</p> <p>□ 「地域コミュニティ」の定義に「市民」が含まれるのであれば、「市民や地域コミュニティ」という表現は矛盾しないか。</p>
<p>(地域におけるまちづくり)</p> <p>第16条 地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。</p> <p>2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人またはその地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア</p>	<p>(地域におけるまちづくり)</p> <p>第16条 住民は、地域のことを自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で地域まちづくり協議会を設置し、まちづくりを進めることができます。</p> <p>2 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人及び地域コミュニティ (未定稿) とします。</p>	<p>□ 地域まちづくり協議会を設置する主体は、「住民」でよいか。</p> <p>□ 「地域コミュニティ」の定義に「市民」が含まれるのであれば、「個人及び地域コミュニティ」という表現は矛盾しないか。</p> <p>□ 地域まちづくり協議会の支援を行うのは、「市」でよいか。</p>

提言書	協議会（暫定稿）	論点
<p>団体、民生委員・児童委員などの団体とします。</p> <p>3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。</p>	<p>3 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、必要な支援を行います。</p>	
<p>（住民投票）</p> <p>第17条 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。</p> <p>2 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。</p> <p>3 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。</p>	<p>【議論保留】</p>	<p><input type="checkbox"/> 住民投票の対象は「市政」に関する重要事項でよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> 意思を確認する対象は「住民」でよいか。</p>
<p>第5章 協働 （協働によるまちづくり）</p> <p>第18条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取</p>	<p>第5章 協働 （協働によるまちづくり）</p> <p>第18条 市民、市及び議会は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、十分な協議を経て、連携、協力してまちづくりに取り組むものと</p>	<p><input type="checkbox"/> 協働のまちづくりに取り組んでいくのは、「市民」でよいか。</p> <p><input type="checkbox"/> 協働のまちづくりは、地域内の「公共的課題」の解決のために取り組むものか。</p> <p><input type="checkbox"/> 「地域コミュニティ」の定義に「事業</p>

提言書	協議会（暫定稿）	論点
<p>り組むものとしします。</p> <p>2 市は、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するなど、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。</p>	<p>します。</p> <p>2 市は、地域コミュニティや事業者など（未定稿）、多様な主体との協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行うものとしします。</p>	<p>者」が含まれるのであれば、「地域コミュニティや事業者など」という表現は矛盾しないか。</p>